



國政研究會

英國の地方補助金制度の概要

昭和八年十一月
中二部 三九

群馬県立図書館
中二部 三九



訂正済

英國の地方補助金制度の概要

昭和八年十一月

國政研究会

6649

注意事項

- 資料は大切に扱います。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) 3008番

英國の地方補助金制度の概要

英國の地方政府に對する國庫補助金制度は古い沿革を有するものであるが、現行制度は一九二九年三月に制定された地方政府法 (Local Government Act 1929) に依つたものであつて、其の以前に複雑であつた制度も此法律に依つて簡單なるものに改めた。尤も同法制定以前の制度と同法に依り制度の概要を託して見よう。(本制度は英蘭及ウェールズに關するもので蘇格蘭は別。法律に依つてゐる)

第一。一九二九年以前の國庫補助金

地方費に對する國庫補助金制度は、一八三二年の教育補助金に端を發し、漸次警察衛生救貧事務幹線道路に適用されることゝなつた。

然るに一八八八年の地方政府法は初等教育補助金以外の補助金を
廃止し、新に

- (a) 遺産税収入の二分の一の八割
- (b) 地方税免許税収入（車馬免許税、酒類免許税）
- (c) 麥酒スピリット附加収入

をカウンティ及カウンティ・ボローに與ふることとし、同時に幹線道路の
維持をカウンティ及カウンティ・ボローの負担に移し、其他の事務に付
ては従来、國庫補助金に等しき額（又はそれより大なる額）を地方政
府の負擔から中央政府の負擔に移し、以て補助金制度を統一した。
然るに社會的施設の發達に伴ひ、教育衛生警察道路及住宅に関
し地方費を標準として多額の補助金を支給する必要を生じ、農業
用土地の地方税を軽減するに及び、地方税収入の減少を補填する爲め
新に國庫補助金を交付するに至り、其の或者は定額、其の或者

は歩合に依り彼此頗る錯綜するに至った。

茲に於て政府は教育衛生住宅等歩合補助金制度を適當とす
るものは其の儘存置し、其他は之を廃止し、新に多額の包括補助金
を交付し、補助金制度を統一して一部補助金を廃止及地方税の輕
減に依り損失額を填補し、同時に地方財政の充實を圖りこととした。
是れ一九二九年の地方政府法に依り改正の要点である。

第二。一九二九年の改正の要旨

一九二九年地方政府法に依りて一方多くの地方税が軽減され、又補助
金の廃止される他、方包括補助金を支給することとした。今順次其概
要を述べよう。

一、 廃止される補助金

本改正に依りて一九三〇年四月一日以降廃止された補助金は九の通り

である。

地方税勘定と通して支拂はる、補助金

本種目に属するものは左の通りである

(イ) 遺産税収入を以てする補助金 (一八八八年地方税法第二十一條第一項に依るもの)

四、五〇〇、〇〇〇 磅

(ロ) 地方税免許税収入を以てする補助金

酒類免許税 (一九一〇年財政法第十八條第一項に依るもの)

一、八〇五、〇〇〇 磅

自動車免許税 (一九二〇年道路法第一條及第二條第二項に依るもの)

五三七、〇〇〇 磅

其他免許税 (一八八八年地方税法第二十條其他に依るもの)

二九二、〇〇〇 磅

(ハ) 麥酒及スピリットに對する附加税収入

を以てする補助金 (一八九〇年地方税(関税及消費税)法及一九三二年歳入法第十七條第一項に依るもの)

一、一〇七、〇〇〇 磅

(ニ) 地方税免許税の徴收費に關する補助金

(一九〇八年財政法第六條及一九三二年財政法第六十二條に依るもの)

六〇、〇〇〇 磅

(ホ) 農業用土地の地方税軽減に基く減收と補填する補助金

(一八九六年及一九三九年農業地方税法に依るもの)

四、七二〇、〇〇〇 磅

(ヘ) 總 額

以上(イ)乃至(ホ)の總計は 一三、〇二一、〇〇〇 磅

であるが警察の目的に使用される三、〇三三、〇〇〇 磅及高等教

育の目的に使用される 八〇七、〇〇〇 磅は包括補助金に移されず
警察費及教育費として計上される補助金に包括されること、かつたの
で純停止額は右差引

九、一九一、〇〇〇 磅

である。

(二) 保健省又ロボド・オブ・コントロールの支出として計上せらるゝ

補助金

(イ) 母性及児童の保護育成を目的とする補助金

一、〇五二、〇〇〇 磅

(ロ) 結核の治療を目的とする補助金

一、七六〇、〇〇〇 磅

(ハ) 花柳病の治療を目的とする補助金

三〇六、〇〇〇 磅

(ニ) 盲者の福祉増進を目的とする補助金

一、二九〇、〇〇〇 磅

(ホ) 精神病者の保護を目的とする補助金

六三四、〇〇〇 磅

計

三、八八一、〇〇〇 磅

(三) 道路基金より支拂はるる補助金

(イ) 倫敦及カウンティ・ボローの一等

及二等道路に對する補助金

一、二一五、〇〇〇 磅

(ロ) カウンティ・ディストリクトの一等及二

等道路に非ざる道路の維持を目

的とする補助金

一、五七五、〇〇〇 磅

計

二、七九〇、〇〇〇 磅

(四) 停止せらるる補助金の總額

之を要するに改正の結果補助金の減額するものは

地方税勘定を通じ支拂はるる補助金

九、一九一、〇〇〇 磅

衛生補助金

三、八八一、〇〇〇 磅

道路補助金

計

一五、八六二、〇〇〇 磅
二、七九〇、〇〇〇 磅

であつて、從來の補助金が全廢された譯ではない。即ち例へばカウンティ・デイストリクトの一等及二等道路の維持を目的とする補助金、道路及橋梁の建設に對する歩合補助金は引續き、道路基金から支給される。一八八八年の法律に依りカウンティ及カウンティ・ボローに於て徵收權を得た大鐵砲、紋章及從者並狩獵に關する地方税免許税は引續き徵收權を認められており。

二 改正制度に依り補助金

改正制度に依る補助金は各地の必要程度を斟酌したものであつて、從來のやうな機械的の歩合に依つたものや定額に依つたものではないことに特色がある。

而して新規の補助金は前述の如き廢止補助金を包括補助金の中に

移し、且地方税の減收を補償し、更に若干の附加金額を支給する。一般國庫分担金と制度改正による急激なる変化に適應せしめんとする追加國庫補助金及附加國庫補助金とから成つて居り、總てカウンティ及カウンティ・ボローに交付し、カウンティから區域内のカウンティ・デイストリクト、其他の課税區域に分配し、カウンティ・ボローも其の區域内の課税區域に補償すると云ふ建前を取つて居る。

一 補助金の總額

補助金の總額は今後漸次変動を來すべきものであるが、其の基準は改正第一年度たる一九三〇—三一年度の見積りに存する。且一般國庫分担金は五年間は据置かれることになつてゐるのであつて、右其の金額を示せば次の通りである。

一般國庫分担金	四五、〇〇〇、〇〇〇 磅
地方税減收補填額	二四、〇〇〇、〇〇〇 磅
補助金減收補填額	一六、〇〇〇、〇〇〇 磅

新規補助金 五〇〇〇、〇〇〇 磅
 追加國庫補助金 六〇五、〇〇〇 磅
 附加國庫補助金 一七二、五〇〇 磅
 計 四七三、三〇〇 磅

右の内地方税減収補填額は一九二八年地方税減評(及評價)法(一九二九年十月一日から実施)に依つて地方税制度の改正が行はれ一九二九年十月一日の評價表(日本土地台帳の様には地方税賦課と受給)が效力あるものと假定し一九二八―二九年年度の計算を基礎としカウンティ又はカウンティ・ボロー内の各課税團體の地方税軽減額を見積り之を合計したものであり補助金停止額も一九二八―二九年年度の計算に依りしのである。

次に新規補助金は地方税及補助金の損失額に附加される金額で最初五年間は毎年五〇〇、〇〇〇 磅とし其後は五箇年毎に議會に於て地方賞の増減に順應する様に其金額を改定する。然し議會の決定権を全然自由とし何等かの制限を置かざるに於ては地方政府の利益を害することになり得るので、一般國庫分担金の

年額の地方税及補助金を以て支弁される前五年の第四年度の支出總額に對する割合は最初五箇年^{一般}の國庫分担金年額が地方税及補助金を以て支弁される第一年度の支出總額より小であつてはならぬと云ふ制限が設けられて居る。

註 最初の五年間の一般國庫分担金は四五、〇〇〇、〇〇〇 磅であるが、第一年度に於ける補助金及地方税と財源との支出總額を一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅とするは其の額は四五%に過ぎない。此の割合は最小限度とせずして第六年度の補助金の金額を決定する際、標準とせらるべきである。即ち第四年度に於ける補助金及地方税と財源との支出總額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅であるとするは、第六年度の一般國庫分担金は其四五%即ち四五、〇〇〇、〇〇〇 磅である。而して一般國庫分担金中、地方税減収補填額と補助金と補助金減収補填額は自然に定つておるから、議會の決定し得るものは新規補助金のみにあり、議會は前記の限度に適合するやうに此額を決定せねばならぬ。

(二) 補助金の分配

上記補助金は上記標準に依りカウンティ及カウンティ・ボローに分配されカウンティは之を同區域内のカウンティ・ディストリクトに分配する。

甲. カウンティ及カウンティ・ボローに對するもの

(イ) 一般國庫分担金

一般國庫分担金は之を特別人口に基いてカウンティ及カウンティ・ボ

口に分配するのを原則とする。茲に謂ふ特別人口とは一定期日の見積入口（最初五年間口一九二九年十月一日の見積入口を基礎とし、次の五年間に對しては）を基礎とし、前五年間の最後の年四月一日倫敦に付ては四月六日を基礎とし、以下之に準ず）とし、之に該地方の必要の程度及負担能力を斟酌するに足る各項目の加減を行つたものであり。

(a) 五歳に達せざる子女の數

其の數が見積入口壹千人に付五十人を超ゆる時は超過數の五十に對する割合に於て見積入口を増加する。例へば壹千人に付八十人あり時は見積入口を六〇%増加する。

(b) 一人宛課税價格

一九二九年十月一日（五箇年後の前五箇年の最後の年の四月一日倫敦に付ては四月六日）の評價表に基く一人宛課税價格が十磅に達せざる時は不足數の十磅に對する割合に於て見積入口を増加する。例へば一人宛課税價格が六磅ある時は

見積入口の四〇%増加する。

(c) 失業者數

各五箇年直前の三箇年内に於ける被保險失業者數の平均と同三箇年に於ける見積入口の平均とのパーセンテージを算出し、其の割合が一五%を超過する時は五歳に達せざる子女の數及一人宛課税價格に依つて増加した見積入口が一五%を超過するパーセンテージの十倍だけ更に増加する。

(d) 道路一哩宛の人口

道路一哩宛の人口が一〇〇の人に達せざる時は前記見積入口（五歳に達せざる子女及一人宛課税價格に依つて増加した見積入口）を更に二〇〇人に達せざる不足數に對する割合だけ増加する。例へば道路一哩宛の人口が七十二人の時は前記見積入口を六四%増加する。

$$\frac{200-72}{200} = 0.64$$
 若し道路一哩宛の人口が

一〇〇人を超ゆる時は五〇の道路（哩宛）人口に對する割合に於て前記見積人口を増加する。例へば道路一哩宛の人口が四〇〇人の時は前記見積人口を二二五%増加する。 $(\frac{400}{100} = 4/25)$

然し最初から特別人口のみに依りて分配する時は地方官廳の收入に激変を來す虞があるから一定年限に限り一定割合を之と一九二八―二九年度に於ける地方税及補助金に對する積次割合に比例せしめる
即ち

最初五年間は 七五%

次の五年間は 五〇%

其後の五年間は 二〇%

其餘の部分は全部特別人口に依りて分配する。然し特別人口を標準とするは該縣に於て其結果如何が未知數であるから政府は地方官廳と協議の上よく調査すべきこととされてゐる。

カウンティ・ボローに對する補助金は其儘該團體の補助金と
なるがカウンティに其の管下にノン・カウンティ・ボロー・アーバン・ディスト
リクト・ルーラル・ディストリクトを持つて居るから是等の團體に對する補助金
を自らの補助金から差引いて之と夫々分配せねばならぬ。

尚母子の健康増進・精神病者の保護・盲者の健康増進及結核の
治療を行つてゐる私的團體に對しては從來國家から補助を行つてゐたが
是等は改正の結果廢止されたから、カウンティ及ボローは
自己に對する補助金の内から是等私的團體に交付せねばならぬ。

尚一般國庫分担金は五年間一定してゐるから、將來該會が斯う負擔
を課する場合には之に應じて補助金を増加することを要し、又國勢調査
は從來十年に一回行はれたのを五年に一回行ふことに改めた

(四) 追加國庫補助金は

(a) カウンティに對しては地方税の軽減及補助金の廢止に伴

の損失額に一九二八一九年度の見積人口一人に付一志を加へたものを一定額より（一般國庫分拒金が減少する時）之に應じて一定額を減少する）一般國庫分拒金が此の額に達せざる時は右不足額を追加國庫補助金として支給する。

(b) カウンティ・ボローに在りては割當てられた金額に扶養法地方税及補助金の改正に基く一九二八一九年度の損失又は利益に相當する金額を加減し之に人口一人に付一志を加へたものを一定額より一般國庫分拒金が此の額に達せざる時は追加國庫補助金を支給する。

(7) 附加國庫補助金

カウンティ及カウンティ・ボロー内の課税地域が地方税制度の变革に基いて受ける不均衡を調節する爲めに支給されるものを附加國庫補助金と謂ふ。

(a) カウンティに對するものは全く其の地域内のカウンティ・ディストリクトに與へる爲めのものであるから、カウンティ・ディストリクトの項に於て之を述べらる。

(b) カウンティ・ボローに對するものは全く區域内の課税區域に與へる爲めに支給されるものであるが、便宜此處で説明すれば、カウンティ・ボローが二箇以上の課税區域を有する時其損失合計額を二分の一がカウンティ・ボローの追加國庫補助金より大なる時はカウンティ・ボローに對し國庫から第一年度は損失合計額から追加國庫補助金を控除したものを交付し其後は毎年損失補償額を十五分の一宛減少し十五年を以て附加國庫補助金の交付を打ち切る。

乙. カウンティ・ディストリクトに對する補助金

カウンティ・ディストリクトに對する補助金は、カウンティに對して支給されたものの中から分譲を受けらるのであるが、之を一般國庫分相金と附加國庫補助金とに分つ。

(1) 一般國庫分相金

(a) 見積人口を標準として分配されるもの

倫敦以外のカウンティに割當てられた金額の二分の一を倫敦以外のカウンティの見積人口を以て除したものを標準額とし、一九二八・二九年度の見積人口一人に付ノン・カウンティ・ボロー及アーバン・ディストリクトに對しては標準額を、ルーラル・ディストリクトに對しては標準額の五分の一を交付する。

(b) 特別地方税及教區地方税の損失補填を目的とする

補助金

地方税の軽減に伴ひ教區に於ける特別地方税又は教區地方税の減收を生ずる時は、教區の存在するルーラル・ディストリクトに對し、カウンティに割當てられた一般國庫分相金から最初の五年間、特別地方税又は教區地方税に關する損失の七五%、次の五箇年間は五〇%、次の五年間、二五%を支給する外、最初の五箇年間はカウンティから、残りの二五%は其の後、カウンティの裁量に依つて決定した金額を交付し、以て地方税の増徴に依ることなくして教區の事務を續行し得せしめる。

(c) 母性及児童の保護育成を目的とする補助金

本事業はカウンティ及カウンティ・ボローの外、カウン

ティール・ディストリクトに於ても之を行ひ、約二五%に上つてゐるが、
保健大臣はカウンティ及カウンティ・ディストリクトと
協議し、本事業に関するディストリクトの支出を斟酌し、
カウンティに割當せられた一般國庫分相金の中から相
當額をカウンティ・ディストリクトに交付する。

(四) 附加國庫補助金

救貧法、道路地方税及補助金制度の改正に伴ひ損失を
蒙る時は當該課税區域を包含するカウンティ・ディストリ
クトの一般國庫補助金を増加し、最初の五年間に於ては損失
額の全部を補償し、第六年度以後は毎年第一年度の補
償額を十五分の一宛減少し、十九箇年と以て損失の補償を
打切り、漸次制度の改正に順應せしめる。尚補償額の二分の一
は國庫から支弁されるが、各地の利益と損失と調節する意味

を以て利益を生ずる課税區域を包含するカウンティ・ディ
ストリクトの補助金から之を控除する。但し控除すべき金額
が見積人口を基礎とする補助金を超過する時は其差額は國
庫に於て之を負担する。

附 言

英國の地方制度は可成り複雑にて、因難であるが、大体之
を云へば

- カウンティ (Administration County) の下に
- ボロー (Borough)
- アーバン・ディストリクト (Urban District)
- ルーラル・ディストリクト (Rural District)

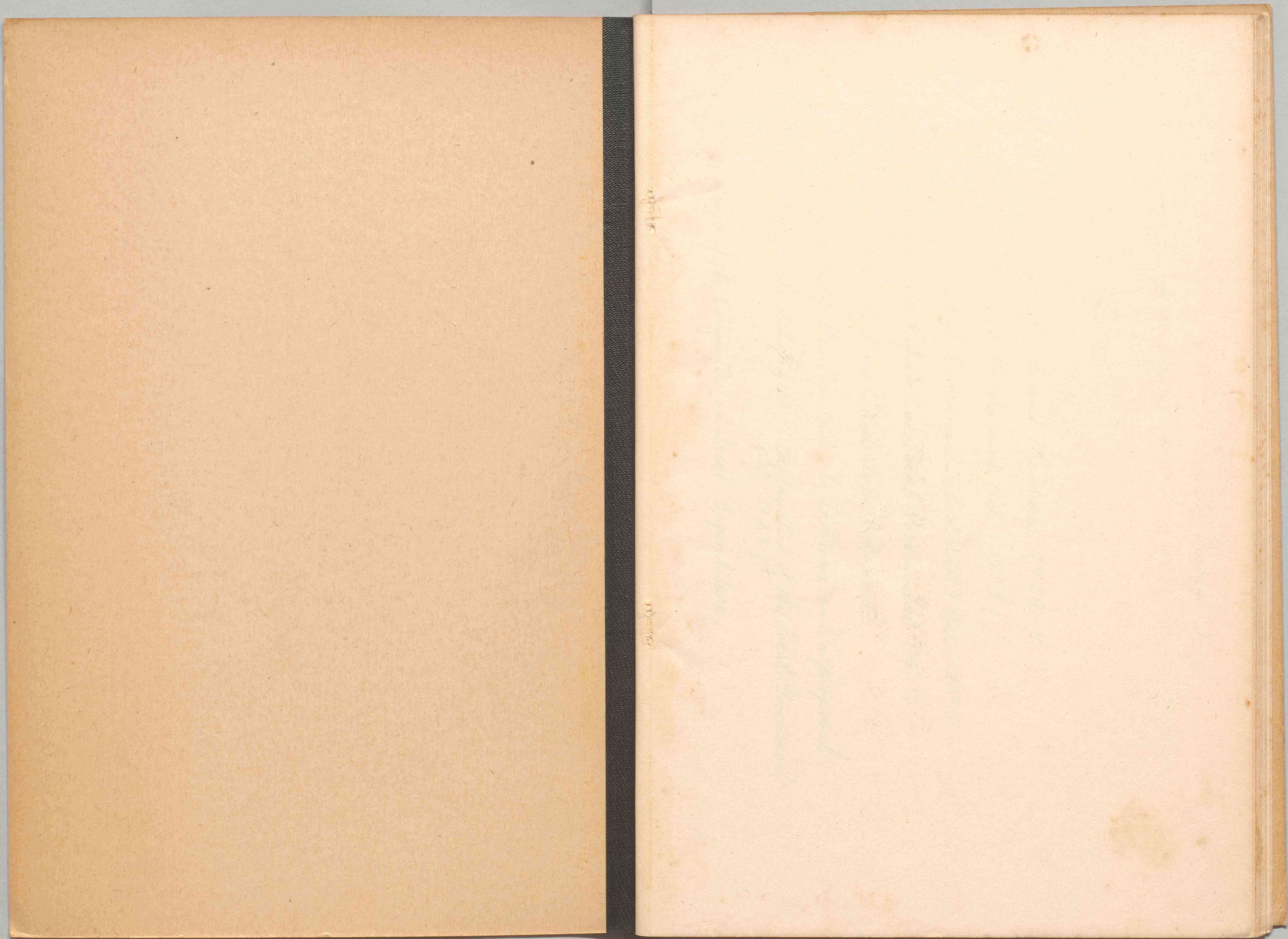
があり、カウンティと独立して

カウンティ・ボロー (County Borough)

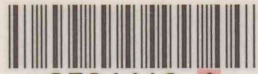
がありと見ろのが簡單が見方である。

参考書目

- (1) Public General Acts and Measures 1928-9.
 (Local Government Act, 1929)
 (Local Government (Scotland) Act, 1929)
- (2) Proposals for Reform in Local Government (1928)
- (3) J. W. Joyce, National and Local Finance.
- (4) Sidney Webb Grants in Aid, A Criticism and a proposal.
- (5) Relief for the Ratepayer. (Explanation of the Local Government
 act, 1929)
- (6) Report of the Committee on Local Expenditure.



群馬県立図書館



0706649-1